

栃木県新型コロナウイルス等 対策行動計画の改定について (令和 6 (2024) 年度)

令和 7 年 3 月 4 日

栃木県保健福祉部感染症対策課

新型インフルエンザ等対策政府行動計画及び県行動計画の策定等の経緯

新型コロナウイルス感染症対応の経験を踏まえ、令和 6 (2024) 年 7 月に政府行動計画が、平成25(2013)年に策定されてから初めてとなる抜本的な改定が行われたことを受けて、県行動計画も改定を行う。

年	政府行動計画	県行動計画
平成21(2009)年	新型インフルエンザ (H1N1) の対応を経験	
平成23(2011)年	新型インフルエンザ対策政府行動計画を改定	
平成24(2012)年	新型インフルエンザ等対策特別措置法の制定	県新型インフルエンザ行動計画改定
平成25(2013)年	特措法 6 条に基づき「<u>新型インフルエンザ等対策政府行動計画</u>」を策定	特措法 7 条に基づき「<u>栃木県新型インフルエンザ等対策行動計画</u>」を策定
平成29(2017)年	政府行動計画を一部改定	県行動計画を一部改定
令和 2 (2020) 年～	新型コロナウイルス感染症の流行、数次にわたる流行	
令和 5 (2023) 年	5 月に新型コロナウイルス感染症を感染症法上の 5 類に位置付け	
令和 6 (2024) 年	新型コロナウイルス感染症の経験を踏まえ、<u>政府行動計画を抜本的に改定</u>（令和 6 年 7 月 2 日閣議決定）	新型コロナウイルス感染症の経験、政府行動計画が改定されたことを踏まえ、<u>県行動計画も改定を行う</u>

新型インフルエンザ等とは？

【法令による定義】

新型インフルエンザ等：感染症法※₂第六条第七項に規定する**新型インフルエンザ等感染症**（第六条第二項第二号イにおいて単に「新型インフルエンザ等感染症」という。）、感染症法第六条第八項に規定する**指定感染症**（第十四条の報告に係るものに限る。）及び感染症法第六条第九項に規定する**新感染症**（全国的大流行のおそれのあるものに限る。）をいう。

※1 新型インフルエンザ等対策特別措置法（本資料において「特措法」という。）

※2 感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（本資料において「感染症法」という。）

区 分	説 明
新型インフルエンザ等感染症	新型・再興型インフルエンザ、新型・再興型コロナウイルス感染症（当該感染症の全国的大流行のおそれがあるものと認められるもの） 新型：新たに人から人に伝染する能力を有することとなったウイルスを病原体とするインフルエンザ等であって、一般に国民が当該感染症に対する免疫を獲得していないもの 再興型：かつて世界的規模で流行したインフルエンザ等であってその後流行することなく長期間が経過しているものとして厚生労働大臣が定めるものが再興したものであって、一般に現在の国民の大部分が当該感染症に対する免疫を獲得していないもの
指定感染症	既知の感染症の疾病（一類感染症、二類感染症、三類感染症及び新型インフルエンザ等感染症を除く。）で、全国的大流行により国民の生命及び健康に重大な影響を与えるおそれがあるものとして政令で定めるもの
新感染症	人から人に伝染すると認められる疾病であって、既知の感染症の疾病とその病状又は治療の結果が明らかに異なるもので、当該疾病にかかった場合の病状の程度が重篤であり、かつまん延により国民の生命及び健康に重大な影響を与えるおそれがあるものと認められるもの

栃木県新型コロナウイルス等対策行動計画の特徴や主な変更点等について

1. 平時の準備の充実

- ・研修・訓練の実施等による人材の育成・確保
- ・発生時に医療体制等の迅速な立上げが可能となるよう、予防計画に基づく**医療機関等との協定締結による医療提供体制等の準備・整備**
- ・国や市町、JIHS等との間の連携体制の構築
- ・感染拡大による**自宅療養を前提とした、医療提供や健康観察・生活支援の体制整備**
- ・**高齢者施設等における感染症対応力の強化**

2. 対策項目の拡充と横断的視点の設定

- ・**全体を3期(準備期、初動期、対応期)に分けて記載**
- ・**対策項目を6項目→13項目に拡充**。従前の行動計画から記載を充実
- ・偏見・差別等の防止や偽・誤情報対策も含めたりスクコミュニケーションのあり方等を整理
- ・**5つの横断的視点**※を設定し、各対策項目の取組を強化
※人材育成、国と地方公共団体との連携、DXの推進、研究開発支援、国際連携

3. 幅広い感染症に対応する対策の整理と柔軟かつ機動的な対策の切替え

- ・**新型コロナ・新型インフル以外の呼吸器感染症も念頭に、中長期的に複数の波が来ることも想定して対策を整理**
- ・状況の変化に応じ、感染症拡大防止と社会経済活動のバランスを踏まえ、**県の総合調整の実施や柔軟かつ機動的な対策の切替え**

4. DX(デジタルトランスフォーメーション)の推進

- ・国が整備する**情報収集・共有・分析・活用等の基盤を活用し、予防接種事務のデジタル化、病床の使用状況や感染症対策物資の確保状況等の把握・共有、健康観察業務等の業務効率化による負担軽減**

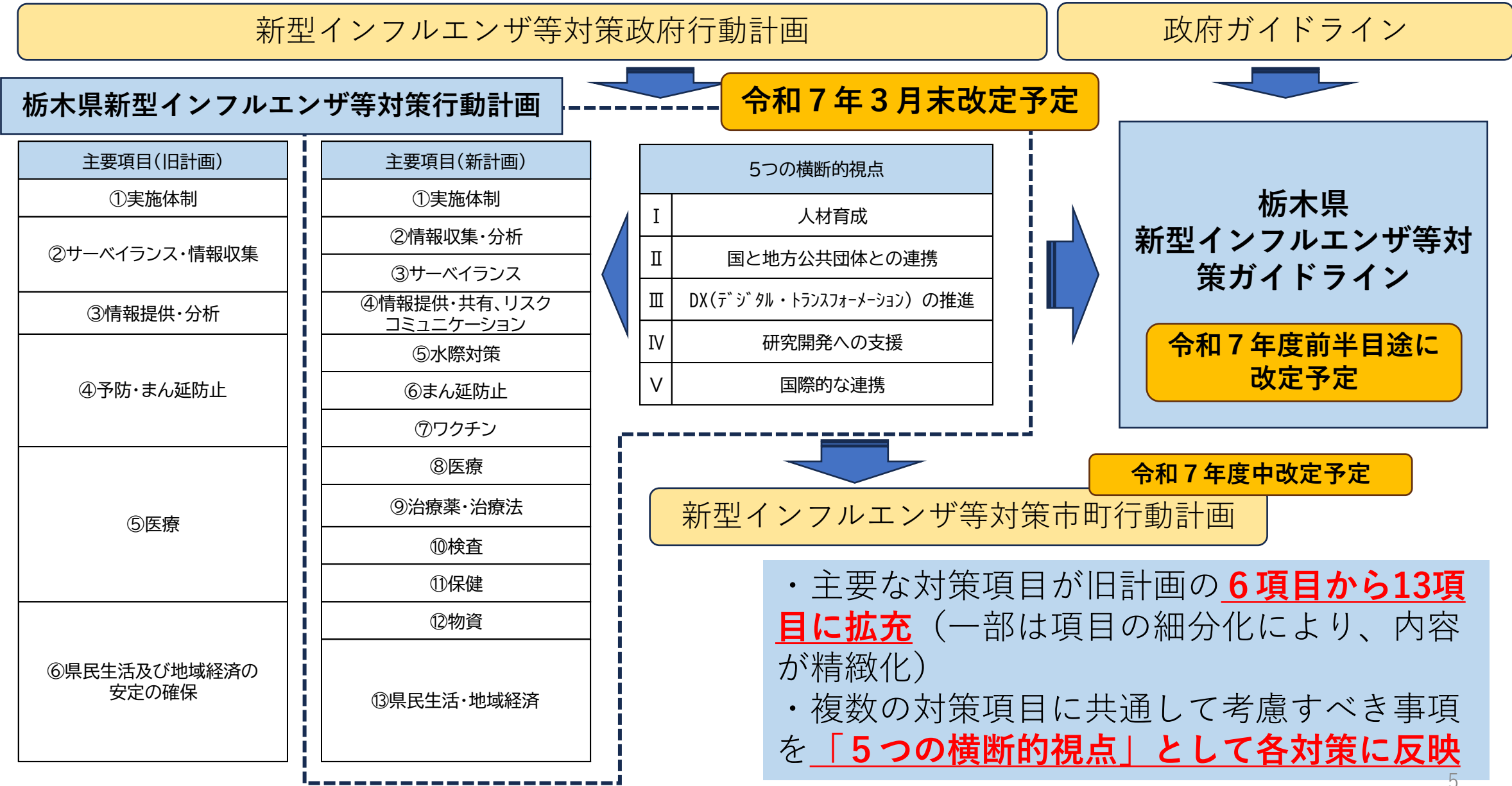
5. 実効性確保のための取組

- ・県行動計画に沿った取組を推進し、実施状況を毎年度フォローアップ(特に検査・医療提供体制の整備、個人防護具等の備蓄状況等は見える化)
- ・感染症予防計画等の見直し状況やこれらとの整合性等を踏まえ、**おおむね6年ごとに改定**

○対応時期3期(準備期、初動期、対応期)について

準備期		初動期		対応期	
新形インフルエンザ等感染症の発生前の段階		感染症の急速なまん延及びその可能性のある事態を感知して以降、政府対策本部が設置されて基本的対処方針が定められ、これが実行されるまでの間		おおむね政府対策本部の設置後から流行状況の収束に至る※までの間。感染状況に応じて対策を見直しながら実施 ※封じ込めを念頭に対応する時期→病原性の性状等に応じて対応する時期→ワクチンや治療薬等により対応力が高まる時期→特措法によらない基本的な感染症対策に移行する時期	
参考)旧計画 の対応時期	未発生期	海外発生期	発生早期	県内感染期	小康期

主要な対策項目(6項目→13項目)と5つの横断的視点



①実施体制

- ・関係機関等が相互に連携を図り、実効的な対策を実施
- ・平時から人材の確保・育成や実践的訓練を通じた対応力強化

②情報収集・分析

- ・感染症の特徴や県内の発生状況等の分析・リスク評価による感染症対策と社会経済活動との両立を見据えた対策の実施

③サーベイランス

- ・関係機関との連携強化やDXの推進を含む感染症サーベイランスの体制構築

④情報提供・共有、リスクコミュニケーション

- ・平時から双方向のリスクコミュニケーションの在り方を整理
- ・県民の感染症に関するリテラシーの向上のための取組を実施

⑤水際対策

- ・国等と連携し、居宅待機者等に対する健康状態の確認等を実施

⑥まん延防止

- ・適切な医療の提供と併せて、まん延防止対策を講じ、医療提供が対応可能な範囲に患者数を抑制

⑦ワクチン

- ・市町等と連携して接種体制や実施方法を検討し、発生時には、医療従事者等の協力を得ながら、迅速なワクチン接種を実施

⑧医療

- ・平時から医療機関等と医療措置協定等を締結し、有事における医療提供体制を確保
- ・医療機関等の関係者を交えた訓練や研修の実施

⑨治療薬・治療法

- ・抗インフルエンザ薬の備蓄等による有事の危機対応能力の強化

⑩検査

- ・地方衛生研究所等や医療機関等との連携により、患者の早期発見、適切な医療を提供

⑪保健

- ・県、保健所等による検査、積極的疫学調査、入院勧告・措置、入院調整、健康観察等を実施
- ・高齢者施設等対応人材の養成・資質向上

⑫物資

- ・対策物資を関係機関が十分に確保できるよう備蓄を推進し、有事には、需給状況により医療機関等に対し必要な個人防護具を配布

⑬県民生活・地域経済

- ・感染状況に応じた感染拡大防止や社会経済活動の安定確保

①実施体制

行動計画のポイント

- ・国、県、市町、JIHS、研究機関、医療機関等の多様な主体が相互に連携を図り、実効的な対策を講じていく。
- ・新型インフルエンザ等の発生前から、関係機関間において緊密な連携を維持しつつ、人材の確保・育成や実践的な訓練等を通じて対応力を高める。
- ・発生時には、平時における準備を基に、迅速な情報収集・分析、リスク分析を行い、的確な政策判断と実行につなげる。
- ・県民の生命及び健康を保護し、県民生活及び地域経済に及ぼす影響が最小となるようにする。

準備期	初動期	対応期
・新型インフルエンザ等が国内外での発生時等においては、事態を的確に把握し、関係機関の役割を整理 ・指揮命令系統等の構築と拡張可能な組織体制の編成及び確認、人員の調整、縮小可能な業務の整理等を実施 ・研修や訓練を通じて課題の発見や改善等を図り、関係団体・機関等と連携を強化	・新型インフルエンザ等が国内外での発生時等においては、事態を的確に把握し、緊急かつ総合的な対応を実施 ・準備期における検討等に基づき、必要に応じて県対策本部等を開催し、関係機関等における対策の実施体制を強化 ・初動期における対策を迅速に実施	・病原体の性状に応じて、発生から収束するまで長期間にわたることも想定し、その間、持続可能な実施体制を構築 ・感染症危機の状況、県民生活、地域経済の状況や各対策の実施状況に応じた、対策の実施体制の整備・見直し ・医療のひっ迫や病原体の変化等状況の変化を踏まえた柔軟かつ機動的な対策の切り替え
<u>1. 行動計画等の作成や体制整備・強化</u> ・県、市町及び指定(地方)公共機関は、政府行動計画の見直しに伴い、それぞれ行動計画又は業務計画を作成・変更 ・発生時に強化・拡充すべき業務に必要な人員の確保及び有事においても維持すべき業務についての業務継続計画を作成・変更 ・対策に携わる医療従事者や専門人材等の養成、保健所や地方衛生研究所等の人材育成・確保 ・国の支援内容を踏まえ、対策に必要な施設・設備の整備等について医療機関等の取組に対する支援の検討 <u>2. 実践的な訓練の実施による体制等の改善</u> ・行動計画の内容を踏まえ、新型インフルエンザ等の発生に備えた実践的な訓練を実施し、対応体制等を改善 <u>3. 国及び地方公共団体等の連携の強化</u> ・国や市町等と連携し、平時からの情報共有、連携体制の確認、訓練の実施 ・関係団体・機関等と連携し、入院調整の方法や医療人材の確保、保健所体制、検査体制・方針、情報共有の在り方等を協議	<u>1. 新型インフルエンザ等の発生の疑いを把握した場合の措置</u> ・対策会議等により、対応を協議し、関係機関との連携の確認や対策の準備、県民等への情報提供等を実施 <u>2. 新型インフルエンザ等の発生が確認された場合の措置</u> ・新型インフルエンザ等が発生し、政府対策本部が設置された場合、県は直ちに県対策本部を設置 ・市町は、必要に応じて対策本部の設置を検討 ・国が決定・公示する基本的対処方針について、情報収集、県民等に対する情報提供 ・必要に応じて、準備期における体制整備を踏まえ、必要な人員体制の確保が可能となるよう、全庁的に対応 <u>3. 迅速な対策の実施に必要な予算の確保</u> ・国の財政支援内容を踏まえつつ、機動的かつ効果的な対策について検討・準備 ・対策に要する経費については、必要に応じて、地方債を発行する等の予算措置も検討	<u>1. 対策の実施体制</u> ・地域の感染状況について一元的に情報を把握し、国の基本的対処方針や収集した情報、リスク評価を踏まえた地域の実情に応じた対策を実施 ・市町は、緊急事態宣言がなされた場合は、直ちに市町対策本部を設置 <u>2. 県による総合調整及び指示</u> ・対策の的確かつ迅速な実施に必要な場合、県は対策に関する総合調整を実施 ・緊急の必要が認められる場合、宇都宮市に対し、入院勧告又は入院措置に関する必要な指示を実施 <u>3. 職員の派遣、応援への対応</u> ・必要に応じて国や他の都道府県に対して職員の派遣要請や応援を要請。応援の要請があった場合、県は派遣する人員を調整 <u>4. 必要な財政上の措置</u> ・国からの財政支援を有効に活用するとともに、必要に応じて地方債を発行する等の予算措置も検討 <u>5. まん延防止等重点措置、緊急事態措置</u> ・県内の発生状況等を踏まえ、国に対し、まん延防止等重点措置の公示・緊急事態宣言を要請

②情報収集・分析

行動計画のポイント

- ・感染拡大防止を目的としつつ、状況に応じて県民生活及び地域経済との両立を見据え、体系的かつ包括的に情報収集・分析及びリスク評価を行う。
- ・新型インフルエンザ等の発生前から、効率的な情報収集・分析や提供の体制を整備し、定期的な情報収集・分析や有事に備えた情報の整理・把握手段の確保を行う。
- ・新型インフルエンザ等の発生時には、感染症や医療の状況等の情報収集・分析及びリスク評価を実施するとともに、県民生活及び地域経済に関する情報等を収集し、リスク評価を踏まえた判断に際し考慮することで、感染症対策と社会経済活動の両立を見据えた対策の判断につなげる。

準備期	初動期	対応期
・新型インフルエンザ等対策の決定に寄与するため、感染症インテリジェンスの取組として、利用可能なあらゆる情報源から体系的かつ包括的に感染症に関する情報を収集・分析し、リスク評価を行い、政策上の意思決定及び実務上の判断に資する情報を提供 ・平時には、定期的に行う情報収集・分析に加えて、情報内容の整理や把握手段の確保を行う等、有事に向けた準備を実施	・新たな感染症の特徴や病原体の性状に関する情報の収集・分析及びリスク評価を迅速に実施 ・感染症インテリジェンス体制を強化し、早期に探知された新たな感染症に関する情報の確認や初期段階でのリスク評価を速やかに行い、感染症危機管理上の意思決定等に資する情報収集・分析を実施	・強化された感染症インテリジェンス体制により、感染拡大の防止を目的に、新型インフルエンザ等に関する情報収集・分析及びリスク評価を行い、新型インフルエンザ等対策の決定等に資する情報収集・分析を実施 ・まん延防止等重点措置や緊急事態措置の実施等の判断のため、医療提供体制や人流等の感染症のリスクに関する情報、県民生活及び地域経済に関する情報や社会的影響等についての情報収集・分析を強化
<u>1. 実施体制</u> ・国から共有される情報収集・分析の結果について、市町、地方衛生研究所等をはじめとする関係機関に速やかに共有 ・国、JIHS及び市町等と連携し、有事に備え、積極的疫学調査や臨床研究に資する情報の収集が可能な体制等を平時から整備 <u>2. 訓練</u> ・国やJIHS及び市町等と連携し、新型インフルエンザ等の発生を想定した訓練等を通じて、情報収集・分析の実施体制の運用状況等の確認に対し、協力 <u>3. 人員の確保</u> ・情報収集・分析の円滑な実施のため、JIHS等と連携し、平時において、多様な背景の専門性を有する感染症専門人材の育成や人員確保、活用、有事に向けた訓練等を行うとともに、有事に必要な人員規模と専門性を確認し、有事の体制等を検討 <u>4. DXの推進</u> ・国等が推進する情報入力の自動化・省力化、情報の一元化、データベース連携等のDXに係る方針を踏まえ、情報収集・分析のために整備される基盤等を活用しながら、情報の集約化を図りつつ、地域における感染症対策を促進 <u>5. 情報漏えい等への対策</u> ・機微情報の漏えい等への対策のため、情報セキュリティの強化や事案が発生した場合の対応手順について整理	<u>1. 実施体制</u> ・国が構築する新型インフルエンザ等が発生した際の感染症に関する情報収集・分析及びリスク評価の体制への情報提供等について協力する体制を整備 <u>2. 情報収集・分析に基づくリスク評価</u> ・国等が行うリスク評価に必要な情報を提供 ・国の方針やリスク評価等を踏まえ、医療提供体制、検査体制、保健所等の各体制について、速やかに有事の体制に移行することを判断するとともに、必要な準備を実施 <u>3. リスク評価体制の強化</u> ・国等が実施するリスク評価を踏まえ状況に応じた感染対策の判断を実施 ・準備期に構築した人的・組織的ネットワークを最大限に活用し、迅速かつ継続的に情報収集・分析 <u>4. リスク評価に基づく感染症対策の判断及び実施</u> ・国、JIHS、市町等と連携し、リスク評価に基づき、地域における感染症対策を迅速に判断し、実施 <u>5. 情報収集・分析から得られた情報や対策の共有</u> ・国から共有等される新たな感染症の発生に関する情報等を、県民等へ迅速に提供・共有	<u>1. 実施体制</u> ・国が構築する新型インフルエンザ等に関する情報収集・分析及びリスク評価の体制への情報提供等への協力 ・国の方針を踏まえ、情報収集・分析の方法や実施体制の柔軟な見直しを実施 <u>2. 情報収集・分析に基づくリスク評価</u> ・国、JIHS、市町等と連携し、新型インフルエンザ等の特徴や病原体の性状、県内での発生状況、臨床像に関する情報について分析し、包括的なリスク評価を実施 ・リスク評価に基づく感染対策の判断に当たっては、県民生活及び地域経済に関する情報や社会的影響等についても、必要な情報を収集・考慮 <u>3. リスク評価に基づく情報収集・分析手法の検討及び実施</u> ・国等と連携し、リスク評価に基づき、感染症インテリジェンス体制を強化し、引き続き活用 ・国が示す方針も踏まえ、感染状況や医療提供の状況等を勘案し、地域の実情に応じて積極的疫学調査等の対象範囲や調査項目の見直し ・国が実施するまん延防止等重点措置や緊急事態措置の実施等に関する分析結果について、県民等に分かりやすく情報提供・共有

③サーベイランス

行動計画のポイント

- ・関係機関との連携強化を含む感染症サーベイランスの実施体制の構築や検査・分析結果の共有等におけるDXの推進を行う。
- ・平時から感染症サーベイランスを実施するとともに、有事には速やかに当該感染症に対する疑似症サーベイランスを開始する等、状況に応じた感染症サーベイランスを実施する。
- ・リスク評価に基づき、感染症サーベイランスの強化、感染症の特徴及び流行状況を踏まえた感染症サーベイランスの対象及び届出対象者の重点化や効率化等の必要性を評価する。

準備期	初動期	対応期
・発生の早期探知を行い、情報収集・分析及びリスク評価を行うため、感染症サーベイランスの実施体制を構築 ・平時からの感染症サーベイランスの実施により、リスク評価や感染症危機管理上の意思決定体制を整備	・準備期からの感染症サーベイランスの継続に加えて、当該感染症に対する疑似症サーベイランスを開始 ・リスク評価に基づき感染症サーベイランス体制を強化	・有事の感染症サーベイランスの実施体制を整備し、流行状況に応じた感染症サーベイランスを実施 ・新型インフルエンザ等の発生状況に応じて実施体制を検討・見直し
<u>1. 実施体制</u> ・平時から感染症サーベイランス実施体制を検討・準備 ・国等が実施する技術的な指導及び支援や人材育成を活用し、サーベイランスに係る人材育成を実施 ・国の訓練等への参加を通じて、サーベイランスの実施体制について評価・検証 <u>2. 平時から行うサーベイランスの実施</u> ・国の方針に基づき、平時から急性呼吸器感染症の全国的な流行情報を把握 ・国、JIHS、家畜保健衛生所等と連携し、家きんや豚及び野生動物のインフルエンザウイルスの保有状況の把握や、関係者間での情報共有体制を整備 ・訓練を通じた疑似症サーベイランスによる新型インフルエンザ等の早期探知の運用の習熟 <u>3. 人材育成及び研修の実施</u> ・国、JIHS及び市町等と連携し、有事に必要となる人員規模を検討した上で研修を実施 <u>4. DXの推進及び分析結果の共有</u> ・国、JIHS等と連携し、平時からサーベイランスシステムを活用しながら、情報等を収集し、共有する体制を構築 ・国から提供・共有されるサーベイランスの分析結果や分析結果に基づいた正確な情報を県民等へ提供・共有	<u>1. 実施体制</u> ・国による有事の感染症サーベイランスの実施体制への移行の判断を踏まえ、早めの医療機関等への周知・協力依頼を進め、実施体制を整備 <u>2. 有事の感染症サーベイランスの開始</u> ・準備期から実施するサーベイランスを継続 ・当該感染症に対する疑似症サーベイランスを開始 ・感染症の特徴や病原体の性状等の必要な知見を得るための有事の感染症サーベイランスを開始 <u>3. リスク評価に基づく感染症対策の実施</u> ・国、JIHS等と連携し、国が実施したリスク評価に基づく感染症対策を実施 <u>4. 感染症サーベイランスから得られた情報の共有</u> ・国等から提供・共有される感染症の特徴や病原体の性状、ゲノム情報、臨床像等の情報や感染症の発生状況等や感染症対策に関する情報を県民等へ迅速に提供・共有	<u>1. 実施体制及び有事の感染症サーベイランスの実施</u> ・国、JIHS及び関係機関との連携し、国の方針に基づき、発生状況や発生動向の推移、感染症の特徴や病原体の性状等について、流行状況に応じたサーベイランスを実施 <u>2. リスク評価に基づく感染症対策の判断及び実施</u> ・国等がリスク評価等に基づき判断した感染症対策を迅速に実施 <u>3. 感染症サーベイランスから得られた情報の共有</u> ・国から共有される感染症の特徴や病原体の性状等の情報を迅速に共有するとともに、新型インフルエンザ等の発生状況等について県民等へ提供・共有 ・特に対策の強化又は緩和を行う場合等においては、リスク評価に基づく情報を共有し、各種対策への理解・協力を得るため、可能な限り科学的根拠に基づいて県民等に情報を提供・共有 <u>4. DXの推進</u> ・有事における迅速な感染症危機管理上の判断及び重症度等の感染症対策に資する情報収集のために、DXを推進

④情報提供・共有、リスクコミュニケーション

行動計画のポイント

- ・平時から、双方向のリスクコミュニケーションの在り方を整理し、DXの推進も含めた体制整備や取組を進める。
- ・県民の感染症に関するリテラシーを高めるとともに、県による情報提供・共有に対する認知度・信頼度の一層の向上を図る。
- ・その時点で把握している科学的根拠等に基づいた正確な情報を、県民等に迅速に分かりやすく提供・共有する。
- ・個人レベルでの感染対策が社会における感染拡大防止にも大きく寄与することについて啓発する。

準備期	初動期	対応期
・平時からの、県民等の感染症に対する意識の把握、感染症危機に対する理解促進、リスクコミュニケーションの在り方の整理、体制整備や取組の推進 ・感染症に関するリテラシーの向上及び県による情報提供・共有に対する認知度・信頼度の向上 ・県民等への情報提供・共有の項目や手段、情報の受取手の反応や必要としている情報の把握等の整理	・感染拡大に備えて、県民等への新型インフルエンザ等の特性や対策等についての状況に応じた的確な情報提供・共有、県民等の準備の促進 ・その時点で把握している科学的根拠等に基づいた正確な情報についての迅速かつ分かりやすい提供・共有 ・感染者等に対する偏見・差別等の防止、偽・誤情報の拡散状況等を踏まえての県民等の不安解消等	・その時点で把握している科学的根拠等に基づいた正確な情報についての迅速かつ分かりやすい提供・共有 ・個人レベルでの感染対策が社会における感染拡大防止にも大きく寄与することや、感染者等に対する偏見・差別等は許されないこと等についての情報提供・共有 ・偽・誤情報の拡散状況等を踏まえた、科学的知見等に基づく情報の提供・共有等による、県民等の不安の解消等
<u>1. 感染症に関する情報提供・共有</u> ・感染対策等についての情報を各種媒体を利用し、継続的かつ適時に分かりやすく情報提供・共有する体制を構築 ・感染拡大や重症化リスクが高い者の集団感染への対策として、全庁を挙げて、市町等と連携しながら、感染症や公衆衛生対策について情報提供・共有 ・感染者等への偏見・差別等は許されるものではなく、感染症対策の妨げになることについて啓発 ・偽・誤情報に関する啓発 <u>2. 迅速かつ一体的な情報提供・共有の体制整備</u> ・高齢者、こども、日本語能力が十分でない外国人、視覚や聴覚等が不自由な方等への適切な配慮をしつつ、情報提供・共有する媒体や方法について整理 ・発生状況等について、個人情報やプライバシーの保護に留意しつつ、公表基準等の見直し・明確化 <u>3. 双方向のコミュニケーションの体制整備や取組の推進</u> ・新型インフルエンザ等の発生時に、県のコールセンター等の設置について準備 ・市町に対しても、コールセンター等の設置について準備するよう要請	<u>1. 迅速かつ一体的な情報提供・共有</u> ・準備期に定めた方法等を踏まえ、あらゆる情報媒体を整備・活用し、迅速かつ一体的に情報提供・共有 ・高齢者、こども、日本語能力が十分でない外国人、視覚や聴覚等が不自由な方等への適切な配慮をしつつ、情報提供・共有 <u>2. 双方向のコミュニケーションの実施</u> ・SNSの動向やコールセンター等に寄せられた意見等の把握等により、情報の受取手の反応や関心を把握し、可能な限り双方向のコミュニケーションに基づくリスクコミュニケーションを実行 ・国からの要請に基づき、国が作成するQ&A等を踏まえ、コールセンター等を設置・運営 ・コールセンター等に寄せられた質問事項等については、国や市町等と共有し、情報提供・共有する内容に反映 <u>3. 偏見・差別等や偽・誤情報への対応</u> ・偏見・差別等に関する各種相談窓口に関する情報を整理し、県民等に周知	<u>1. 迅速かつ一体的な情報提供・共有</u> ・初動期の対応を継続 <u>2. 双方向のコミュニケーションの実施</u> ・SNSの動向やコールセンター等に寄せられた意見等の把握等により、情報の受取手の反応や関心を把握し、可能な限り双方向のコミュニケーションに基づくリスクコミュニケーションを実行 ・コールセンター等を設置・運営及び体制強化 <u>3. リスク評価に基づく方針の決定・見直し</u> ・発生の初期段階に県民等の不安が高まると感染者に対する偏見・差別等が助長される可能性がある。感染者等への偏見・差別が許されるものではないこと等、科学的根拠等に基づいて分かりやすく説明 ・感染した場合に影響の大きい年齢層に対し、年齢層や言語に応じたメディアを活用し重点的にリスクコミュニケーションを実行 ・特措法によらない基本的な感染症対策に移行する時期には、平時への移行に伴い留意すべき点（医療提供体制や感染対策の見直し等）について周知・広報

⑤水際対策

行動計画のポイント

- ・感染症情報の収集・提供体制を整備することにより、海外で新型インフルエンザ等が発生した場合に、県民等に向けて適時適切な情報提供・共有を行う。
- ・国等との連携を強化するとともに、初動期及び対応期においては、居宅待機者等に対して健康状態の確認等を実施する。

準備期	初動期	対応期
・海外における感染症情報の収集・提供体制を整備 ・平時からの国や医療機関等との連携を強化	・新型インフルエンザ等の発生初期における情報収集 ・出国予定者等に対する注意喚起 ・居宅等待機者等に対する健康状態の確認等の実施	・新型インフルエンザ等の特徴や国内外における感染拡大の状況等を踏まえて初動期の対応を継続
<u>1. 水際対策の実施に関する体制の整備</u> ・国が実施する水際対策の実効性を高めるための関係機関との合同実施も含めた訓練に、必要に応じて参加 ・平時から国や医療機関等との連携を強化し、入国者に対する健康状態の確認等が迅速かつ適切に実施できるよう、国（検疫所）との情報連携を行い体制を整備 ・国が整備する帰国者等の情報共有等を行うシステムを活用した情報収集が可能な体制等を構築 ・国（検疫所）から提供される感染が疑われる入国者の情報を入手し関係機関へ提供するとともに、必要に応じた健康状態の確認等を実施 <u>2. 出国予定者等への情報提供・共有に関する体制の整備</u> ・県は、出国予定者等に対して、情報発信や注意喚起を行う体制を構築 <u>3. 国、市町等との連携</u> ・国が検疫法の規定に基づく協定を締結するに当たり、国等と連携して取り組むとともに、有事に備えた訓練の実施を通じて、平時から医療機関や国、市町等との連携の強化等	<u>1. 新型インフルエンザ等の発生初期の対応</u> ・出国予定者等に対し、収集した情報を分かりやすく提供・共有し、注意喚起を実施 ・国が事業者に対して行う、発生国・地域への出張を避けることの要請等の情報を県内企業等に対し周知 <u>2. 地方公共団体等との連携</u> ・国の検疫措置の強化に伴い、検疫所や医療機関等の関係機関との連携を強化し、検査体制を速やかに整備 ・国等と連携しながら、居宅等待機者等に対して健康状態の確認等の実施 ・入院勧告及び就業制限等行政対応について、必要に応じて協議 ・入国者(県対象者)に対する健康状態の確認等の手段等の共有を状況に応じて実施 ・必要に応じた隔離等の対応を実施 等	<u>1. 封じ込めを念頭に対応する時期</u> ・健康状態の確認等の実施に際し、まん延を防止するために、その体制等が不足している等により必要があるときは、感染症法の規定に基づき、健康状態の確認等の実施を国に要請 <u>2. 病原体の性状等に応じて対応する時期</u> ・居宅待機者等健康状態の確認等対象者数をリアルタイムで把握し、健康状態の確認等を実施できる人員を柔軟に配備し、封じ込めを念頭に対応する時期、病原体の性状等に応じて対応する時期及びワクチン・治療薬等により対応力が高まる時期においても、状況の変化を踏まえ、初動期の対策を継続することを基本に、柔軟に対応 <u>3. 水際対策の方針の公表</u> ・国が公表する水際対策の強化等の方針について、県民等に迅速に情報提供・共有 等

⑥まん延防止

行動計画のポイント

- ・適切な医療の提供と併せて、まん延防止対策を講じることで、感染拡大のスピードやピークを抑制し、医療提供が対応可能な範囲内に患者数を抑制する。
- ・病原体の性状の変化、ワクチンや治療薬等の開発や普及等の状況の変化に応じ、感染症対策の基本方針を柔軟かつ機動的に切り替える。
- ・必要に応じてまん延防止等重点措置や緊急事態措置を含めた強度の高いまん延防止対策を実施する。
- ・まん延防止対策が社会活動に大きな影響を与える面があることを踏まえ、対策の効果と影響とを総合的に勘案し、対策の縮小や中止等の見直しを機動的に実施する。

準備期～初動期

(準備期)
 ・まん延防止対策への協力を得て、社会的影響を緩和するため、県民等の理解促進のための取組の実施
 (初動期)
 ・医療提供体制等の整備を図る時間を確保するため、ピーク時の患者数等を減少させ、確保された医療提供体制で対応可能になるよう対策を準備

(準備期)
1. 発生時の対策強化に向けた理解や準備の促進等
 ・想定される対策の内容やその意義を周知広報
 ・県民一人一人の感染対策への協力の重要性、実践的な訓練等の必要性についての理解促進
 ・基本的な感染対策の普及、個人や事業者におけるまん延防止対策への理解促進
 (初動期)
2. 県内でのまん延防止対策の準備
 ・感染症法に基づく患者への対応（入院勧告・措置等）や患者の同居者等の濃厚接触者への対応の確認
 ・国からの要請を受け、県内におけるまん延に備えた業務継続計画等に基づく対応の準備

等

対応期

・医療のひっ迫を回避し、県民生活や地域経済活動への影響も十分に考慮しながら、県民の生命及び健康を保護
 ・準備期で検討した指標やデータ等を活用しながら、緊急事態措置をはじめとする対策の効果及び影響を総合的に勘案し、柔軟かつ機動的に対策を切り替えることによる県民生活や地域経済活動への影響を軽減

1. まん延防止対策として実施する措置の内容等
 ・国やJHSによる情報分析やリスク評価に基づき、県民生活や地域経済活動への影響を考慮した適切なまん延防止対策を実施
 ・患者や濃厚接触者への対応：県等は、国と連携し、感染症法に基づき、患者や患者の同居者等の濃厚接触者への外出自粛要請等の措置、病原体の性状に係る知見等を踏まえ、複数の対応を組み合わせる実施
 ・患者や濃厚接触者以外の県民に対する要請等：感染状況等地域の実情に応じて、感染リスクが高まる場所への外出自粛や都道府県間の移動自粛、緊急事態措置下における生活の維持に必要な場合を除く外出自粛等を要請
 ・事業者や学校等に対する要請：事業者等に対し、まん延防止等重点措置としての営業時間変更の要請や緊急事態措置としての施設の使用制限、休業等を要請
2. 時期に応じたまん延防止対策の実施の考え方
 ・「封じ込めを念頭に対応する時期」「病原体の性状等に応じて対応する時期」「ワクチンや治療薬等により対応力が高まる時期」「特措法によらない基本的な感染症対策に移行する時期」といった感染状況や医療提供体制等の違う時期に応じて、感染性、重症化等のリスク、県民生活及び地域経済活動への影響等を勘案した対策の実施
3. まん延防止等重点措置及び緊急事態措置の要請の検討等
 ・地域の感染状況や医療のひっ迫状況等の情報に基づき、リスク評価を行い、まん延防止等重点措置や緊急事態措置の実施について国への要請を検討
 ・国がまん延防止等重点措置の公示又は緊急事態宣言を行った場合の県民への周知及び必要な対策の実施

⑦ワクチン

行動計画のポイント

- ・発生時に円滑な接種が可能となるよう、県及び市町は、国との連携のもと、平時から接種の具体的な体制や実施方法について準備を行う。
- ・新型インフルエンザ等の発生時には、医療従事者等の協力のもと、迅速に接種体制を構築する。

準備期	初動期	対応期
・新型インフルエンザ等に対応したワクチンの円滑な接種を実現するため、平時から着実に準備を実施 ・国及び市町のほか、医療機関や事業者等と必要な準備を実施	・準備期から強化した研究開発基盤や計画した接種体制等を活用し、発生した新型インフルエンザ等に関する情報を速やかに収集し、必要量のワクチンを確保	・確保したワクチンを円滑に流通させ、構築した接種体制に基づき迅速な接種を実現 ・準備期に計画した供給・接種体制に基づき、ワクチン接種を実施し、実際の供給量や医療従事者等の体制等を踏まえ関係者間で随時見直し、柔軟な運用が可能な体制を維持 ・ワクチンを接種したことによる症状等についても適切な情報収集や健康被害への迅速な救済を実施
<u>1. ワクチンの研究開発体制の強化への協力</u> ・国と連携し、研究を推進する医療機関や感染症指定医療機関等における研究開発体制の強化への協力 <u>2. ワクチンの供給体制</u> ・国からの要請に応じて、管内市町、県医師会、県卸売販売業者団体等の関係者と協議の上、ワクチンの円滑な流通を可能とするため、管内の在庫状況等を迅速に把握する体制、ワクチンの在庫に係る融通方法、市町との連携の方法及び役割分担体制を構築 <u>3. 接種体制の構築</u> ・市町又は県は、新型インフルエンザ等の発生時に、速やかに接種体制が構築できるよう、医師会等の関係者と連携し、接種に必要な人員、会場等を含めた接種体制の構築に必要な訓練を平時から実施 ・市町又は県は、医師会等の関係者と連携し、接種に携わる医療従事者等の体制や、接種の場所・時期の周知・予約等の具体的な実施方法の準備 <u>4. 情報提供・共有</u> ・国が実施する予防接種の意義や制度の仕組み等、予防接種やワクチンへの理解を深める啓発や、新型インフルエンザ等対策におけるワクチンの役割や有効性及び安全性、供給体制・接種体制等の基本的な情報提供について、協力して県民等へ周知 <u>5. DXの推進</u> ・市町又は県は、国が行う情報基盤を活用し、新型インフルエンザ等が発生し、接種を開始する際に、迅速かつ正確に接種記録等の管理が行えるよう準備	<u>1. 接種体制</u> ・市町及び県は、国が整理する特定接種又は住民接種に関する接種の優先順位の考え方を踏まえ、接種体制等の準備の実施 ・市町及び県は、国が情報提供等するワクチンの供給量、必要な資材等、接種の実施方法、必要な予算措置等の情報を収集 ・市町又は県は、接種会場や接種に携わる医療従事者等の確保等、接種体制構築 ・市町又は県は、高齢者施設等の入所者等、接種会場での接種困難者等の接種体制について、介護保険部局等や関係団体と連携して接種体制の構築 ・予防接種を行うため必要があると認めるときは、医療関係者に対して必要な協力の要請・指示 ・接種に携わる医療従事者が不足する場合には、歯科医師や診療放射線技師等に接種の協力要請を検討	<u>1. ワクチン接種に必要な資材等の確保</u> ・ワクチン接種に必要な資材等の確保 <u>2. 接種体制</u> ・市町又は県は、初動期に構築した接種体制に基づき接種を実施 ・県及び市町は、新型インフルエンザ等の流行株が変異した場合等、国が決定する追加接種方針に対し混乱なく円滑に接種が進められるように、医療機関と連携して、接種体制の継続的な整備を実施 ・市町又は県は、国が公表する接種回数等について、県民等への情報提供・共有 ・県、市町及び指定（地方）公共機関は、従事者に対し、特定接種の実施 ・市町又は県は、国と連携して、接種体制の準備を実施 ・市町又は県は、予約受付体制を構築し、住民接種の開始 ・市町又は県は、感染状況を踏まえ、必要に応じて保健センター等を活用した医療機関以外の接種会場の増設等を検討 ・高齢者施設等の入所者等の接種会場での接種が困難な者が接種を受けられるよう、県又は市町の介護保険部局等や医師会等の関係団体と連携し、接種体制を確保 <u>3. 健康被害救済制度</u> ・予防接種の実施による健康被害に対する救済制度の県民等への周知 <u>4. 接種促進のための情報発信</u> ・市町又は県は、自らが実施する予防接種に係る情報（接種日程、会場、副反応疑い報告や健康被害救済申請の方法等）に加え、国が情報提供・共有する予防接種に係る情報を県民等への周知・共有

⑧医療

行動計画のポイント

- ・平時において医療機関等と医療措置協定等を締結することで、有事における新型インフルエンザ等に対する医療提供体制及び通常医療の提供体制の確保を行う。
- ・平時から医療機関等を中心とした関係者を交えた訓練や研修の実施等により、有事の際の地域の医療提供体制について準備と合意形成を図るとともに、医療機関等が有事に適切に対応を行えるよう支援を行う。

準備期	初動期	対応期
・ 平時から医療措置協定等を締結し、有事における医療提供体制を確保 ・ 平時からの訓練や研修の実施等により、有事の際の医療提供体制の準備と合意形成	・ 国からの情報や要請を基に、相談・受診から入退院までの流れを迅速に整備 ・ 医療機関や県民等に対し、適切な医療提供のための情報や方針を周知	・ 病原性や感染性等に応じて変化する地域の実情を踏まえ、患者に適切な医療を提供 ・ 準備期に整備する体制を超える感染拡大が発生するおそれのある場合にも機動的かつ柔軟に対応
<u>1. 予防計画及び医療計画に基づく医療提供体制の整備</u> ・ 医療機関等との間で、病床確保、発熱外来、自宅療養者等への医療の提供、後方支援又は医療人材の派遣に関する協定を締結 <u>2. 研修や訓練の実施を通じた人材の育成等</u> ・ 国や医療機関と協力して、研修や訓練等を通じて、医療人材や感染症専門人材の育成を推進 <u>3. 新型インフルエンザ等の発生時のためのDXの推進</u> ・ 医療機関等情報支援システム（G-MIS）等、DXの推進に対応 <u>4. 医療機関の設備整備・強化等</u> ・ 感染症指定医療機関及び協定締結医療機関に対する施設整備及び設備整備の支援、準備状況の定期的な確認 <u>5. 関係機関等との連携による医療提供体制の整理等</u> ・ 医療機関や保健所、消防機関、高齢者施設、障害者施設等との連携を図り、医療提供体制が有事に確保できるよう整理 <u>6. 特に配慮が必要な患者に関する医療提供の確保</u> ・ 患者の特性や生活状況等に応じた受入れ医療機関の設定及び病床の確保 ・ こどもや妊産婦、透析患者等の医療にひっ迫が生じる場合の移送・搬送手段等について関係機関との間で協議 等	<u>1. 新型インフルエンザ等に関する基本の対応</u> ・ 準備期において整理した医療提供体制等が適切に確保できるよう感染症指定医療機関に対して要請 ・ 協定締結医療機関に対して準備期に締結した協定に基づき必要な医療を提供するよう要請 ・ G-MISを通じて病床数・稼働状況等の情報等を把握しながら、入院調整を実施 <u>2. 時期に応じた医療提供体制の構築</u> （流行初期） ・ 感染症指定医療機関や流行初期医療確保措置協定締結医療機関による入院医療及び外来医療を提供する体制を確保 ・ 有症状者等からの相談に対応する相談センターを強化 （流行初期以降） ・ 感染症指定医療機関や流行初期医療確保措置協定締結医療機関に加えて、その他の協定締結医療機関においても対応 ・ 病床使用率が高くなった場合は、基礎疾患を持つ患者等を優先的に入院させるとともに、自宅療養や宿泊療養等の体制を強化 ・ 病原体の性状等に応じて柔軟かつ機動的に対応 <u>3. 予防計画及び医療計画に基づく医療提供体制を上回るおそれがある場合の対応方針</u> ・ 広域の医療人材派遣や患者の移送等の調整 ・ 必要に応じて、臨時の医療施設を設置しての医療の提供 等	

⑨治療薬・治療法

行動計画のポイント

- ・ 新型インフルエンザ等の発生時に治療薬の安定的な供給を確保し、迅速に必要な患者に投与できるよう、平時から卸売販売業者等との情報共有を図る。
- ・ 国と連携し、治療薬・治療法の早期実用化に向け必要な協力を行う。
- ・ 抗インフルエンザ薬の備蓄等について平時から準備を進め、有事における危機対応能力の強化を行う。

準備期	初動期	対応期
・ 国による有効な治療薬の確保及び治療法の確立を見据え、治療薬の配送等に係る体制を確認	・ 準備期に構築した体制を活用して、速やかに有効な治療薬の確保及び供給を実施	・ 流行状況の早期収束を目的として、迅速に有効な治療薬の確保及び治療法の確立 ・ 必要な患者に公平に届くことを目指した対応
<u>1. 研究開発体制の構築に対する協力</u> ・ 国が主導する治療薬・治療法の研究開発について、管内の感染症の診療を行う医療機関等を通じた臨床研究の実施に協力 <u>2. 治療薬・治療法の活用に向けた整備</u> ・ 新型インフルエンザ等の発生時に、感染症指定医療機関や協定締結医療機関等で、治療薬・治療法が使用できるよう、平時から卸売販売業者等との情報共有を図る。 ・ 抗インフルエンザウイルス薬を、全ての患者の治療その他の医療対応に必要な量を目標として計画的かつ安定的に備蓄 等	<u>1. 医療機関等への情報提供・共有</u> ・ 感染症指定医療機関や協定締結医療機関等で、国等が示す診療指針等に基づき治療薬・治療法を使用できるよう情報提供・共有 <u>2. 治療薬の配分</u> ・ 供給量に制限がある治療薬について、準備期に整理した医療機関や薬局への流通体制を活用し、必要な患者に対して適時・公平に配分 <u>3. 治療薬の流通管理及び適正使用</u> ・ 医療機関や薬局に対し、根本治療に用いる新型インフルエンザ等の治療薬を適切に使用するよう要請 ・ 治療薬の適正な流通を指導 <u>4. 抗インフルエンザウイルス薬の使用（新型インフルエンザの場合）</u> ・ 医療機関に対し、必要に応じて、抗インフルエンザウイルス薬の予防投与の実施を要請 ・ 医療機関や薬局に対し、抗インフルエンザウイルス薬の適切な使用を要請 等	<u>1. 医療機関等への情報提供・共有</u> ・ 新型インフルエンザ等の診断・治療に資する情報及び策定された診療指針等を、医療機関等や医療従事者等、県民等に対して迅速に提供 <u>2. 治療薬の流通管理</u> ・ 引き続き、医療機関や薬局に対し、治療薬を適切に使用するよう要請 ・ 過剰な量の買い込みをしない等、適正な流通を指導 ・ 治療薬の安定的な供給が難しいと想定される場合には、準備期に整理した体制を活用し、適時に公平な配分を実施 <u>3. 抗インフルエンザウイルス薬の備蓄及び使用（新型インフルエンザの場合）</u> ・ 県内の流通状況を調査し、必要に応じて、県備蓄分から配分し、それでも不足する場合、国備蓄分の配分を要請 ・ 感染が拡大した場合は、患者の治療を優先することから、予防投与を原則見合わせるよう医療機関に対し要請 ・ 患者数が減少した段階において、次の感染拡大に備え、抗インフルエンザウイルス薬を補充 等

⑩検査

行動計画のポイント

- ・ 平時から、訓練等により検査体制の整備や維持・強化に努める。
- ・ JIHSや衛生研究所等のほか、医療機関、研究機関、民間検査機関及び流通事業者等との連携を図りながら、検査体制を構築する。
- ・ 適切な検査の実施により、患者の早期発見及び適切な医療提供につなげ、感染拡大を防止し、新型インフルエンザ等による個人及び社会への影響を最小限にとどめる。

準備期	初動期	対応期
・ 検査体制の整備や人材の育成、訓練等による実効性の定期的な確認、検査体制の見直し ・ JIHSや衛生研究所等のほか、医療機関、研究機関、民間検査機関及び流通事業者等との連携による、迅速な検査体制の構築につなげるための準備	・ 新型インフルエンザ等の発生時、適切な検査の実施による患者の早期発見及び適切な医療提供や感染拡大の防止、新型インフルエンザ等による個人及び社会への影響を最小化	・ 初動期に引き続き、適切な検査を実施し、新型インフルエンザ等による個人及び社会への影響を最小化 ・ 感染症の特徴や病原体の性状の変化、感染症の流行状況の変化、検査の特徴等も踏まえての、地域経済活動の回復や維持
<u>1. 検査体制の整備</u> ・ 国と連携し、予防計画に基づき、平時からの検査の精度管理や実施体制の整備・維持等、有事の体制拡大の準備 ・ 検体採取容器や検体採取器具、検査用試薬等の検査物資の備蓄、人材の確保、検体の採取・輸送体制の確保等を含めた、一体的な対応 ・ 衛生研究所等や検査等措置協定を締結している民間検査機関等における検査実施能力の確保状況の情報を把握し、国に報告するとともに、当該機関等からの検査体制の整備に向けた相談等へ対応 <u>2. 検査体制の維持及び強化</u> ・ 検査実施能力の確保状況等の情報を有事に速やかに把握できるよう、定期的に確認 ・ 地方衛生研究所等及び検査等措置協定締結機関等は、有事の検体・病原体の搬送体制を研修や訓練を通じて確認 <u>3. 検査関係機関等との連携</u> ・ 国及びJIHSが主導する検査診断技術の研究開発について、医療機関等を通じた臨床研究の実施に積極的に協力 等	<u>1. 検査体制の整備</u> ・ 流行初期協定締結医療機関に対し検査のための検体採取を要請 ・ 検査等措置協定締結機関の検査体制が整うまでは地方衛生研究所等までの検体搬送体制を整備 ・ 予防計画に基づき、地方衛生研究所等や検査等措置協定締結機関等における検査体制の充実・強化に係る検査実施能力の確保状況を確認し、速やかに検査体制を立ち上げるとともに、検査実施能力の確保状況について定期的に国へ報告 <u>2. 研究開発企業等による検査診断技術の確立と普及</u> ・ 国及びJIHSが主導する検査診断技術の研究開発について、医療機関等を通じた臨床研究の実施に積極的に協力 <u>3. リスク評価に基づく検査実施の方針の検討</u> ・ 国等が決定する感染症の特徴や病原体の性状、流行状況や医療提供体制の状況等に応じた検査実施の方針に基づき、段階的に検査実施の方針を見直し ・ 流行状況やリスク評価に基づき、検査実施の方針等に関する情報を、県民等に提供・共有 等	<u>1. 検査体制の拡充</u> ・ 発生動向の推移、病原体の性状を迅速に把握するためのゲノム解析を行い国へ報告 ・ 予防計画に基づき、地方衛生研究所等や検査等措置協定締結機関等における検査体制の充実・強化に係る検査実施能力の確保状況を確認し、確保状況について定期的に国へ報告 ・ 検査キットの供給体制を構築するため、関係団体（薬剤師会、チェーンドラッグストア協会等）に協力を要請 <u>2. 研究開発企業等による検査診断技術の確立と普及</u> ・ 初動期の対応を継続 <u>3. リスク評価に基づく検査実施の方針の決定・見直し</u> ・ 国等が決定する感染症の特徴や病原体の性状、流行状況や医療提供体制の状況等に応じた検査実施の方針に基づき、段階的に検査実施の方針を見直し ・ 流行状況やリスク評価に基づき、検査実施の方針等に関する情報を、県民等に提供・共有 等

行動計画のポイント

- ・地域の感染状況や医療提供体制の状況等に応じた対策を実施し、県民の生命及び健康を保護する。
- ・効果的な感染症対策を実施するため、県、保健所及び衛生研究所等において、検査、積極的疫学調査、入院勧告・措置、入院調整、自宅・宿泊療養の調整、移送、健康観察、生活支援等を行う。
- ・感染が拡大した時における業務負荷の急増に備え、平時からの体制構築、有事に優先的に取り組むべき業務の整理、ICTの活用等を通じた業務効率化・省力化を行う。

準備期	初期期	対応期
・感染症の発生状況や医療提供状況等の情報収集体制を平時から構築 ・人材の育成や外部人材の活用も含めた人材確保、研修や訓練の実施等により、県、保健所及び衛生研究所等の体制を整備 ・本庁と保健所の役割分担や業務量が急増した際の連携、応援や受援の体制、関係機関間の役割分担の明確化、相互の密接な連携の実施、情報提供・共有と連携の基盤づくり	・県民が不安を感じ始める時期であることを踏まえ、有事体制への移行準備を迅速に実施 ・国内発生を想定したリスクコミュニケーションにより、地域の協力を得ながら感染拡大のリスクを低減	・予防計画等及び準備期に定めた役割分担・連携体制に基づき有事体制に移行し、地域の関係機関が連携県民の生命及び健康を保護 ・感染症の特徴や病原体の性状、感染状況等を踏まえ地域の実情に応じて柔軟に対応
<u>1. 人材の確保</u> ・感染症対応が可能な人材の確保、応援及び受援に関する体制を構築 ・医師会等と連携し、高齢者施設等に対し研修・訓練を実施し、施設等における対応力強化 <u>2. 業務継続計画を含む体制の整備</u> ・保健所の感染症有事体制を毎年確認、保健所及び地方衛生研究所等における健康危機対処計画の策定 <u>3. 研修・訓練等を通じた人材育成及び連携体制の構築</u> ・感染症有事体制を構成する人員への年1回以上の研修、訓練を実施 ・保健所及び衛生研究所等で感染症有事に対応する人材を育成 ・関係機関や専門職団体との連携を強化、相談・受診から入院までの流れを協議 ・自宅療養者の生活支援や宿泊療養施設の確保等、市町や協定を締結した宿泊事業者等と連携し、地域全体で有事に備える体制を構築 <u>4. 県、保健所及び衛生研究所等の体制整備</u> ・健康危機対処計画に基づき準備、本庁を含む効率的な情報集約、柔軟な業務配分の仕組みを構築し、交替要員を含めた人員体制を整備 ・衛生研究所等における訓練等を活用し、検査体制を維持 ・感染症サーベイランスシステムやG-MISを活用し、感染症の流行や協定締結医療機関の準備状況を把握 <u>5. DXの推進</u> ・感染症サーベイランスシステムやG-MISを活用するとともに、国と連携した運用訓練を実施 <u>6. 地域における情報提供・共有、リスクコミュニケーション</u> ・県民への情報提供・共有方法やコールセンターの設置をはじめとした県民からの相談体制等の検討、有事に速やかに構築できるよう準備 等	<u>1. 有事体制への移行準備</u> ・厚生労働大臣の公表に備え、県、保健所及び衛生研究所等における有事体制への移行準備状況の確認に加え、患者や濃厚接触者への対応、外国人、視覚・聴覚等不自由な方への対応、検査体制の立上げに向けた準備を実施 ・感染症指定医療機関における感染症患者の受入体制の確保、関係機関と連携した入院調整に係る体制構築、相談・受診から入院までの流れを迅速に整備 <u>2. 県民への情報提供・共有の開始</u> ・県は、速やかに相談センターを整備し、有症状者等が必要に応じて適時に発熱外来への受診につながるよう周知、国が設置した情報提供・共有のためのホームページ等の県民への周知等、県民への情報提供・共有及びリスクコミュニケーションを開始 <u>3. 公表前に管内で感染が確認された場合の対応</u> ・疑似症サーベイランス等により管内での疑似症患者の発生を把握した場合、積極的疫学調査及び検体採取を行い、感染症のまん延を防止するための対応を実施 等	<u>1. 有事体制への移行</u> ・応援派遣要請等を遅滞なく行い、感染症有事体制を確立、地方衛生研究所等の検査体制の立ち上げ ・業務の一元化等を通じて宇都宮市と連携し、必要に応じて総合調整・指示権限を行使 ・県民の理解の促進のために必要な情報を市町と共有 <u>2. 主な対応業務の実施</u> ・県、保健所及び衛生研究所等において、相談対応、検査・サーベイランス、積極的疫学調査、入院勧告・措置、入院調整、自宅・宿泊療養の調整、移送、健康観察及び生活支援、リスクコミュニケーション等を実施 ・必要に応じて、業務を一元的に取り扱う組織を設置又は外部委託により、保健所等の業務負荷を軽減 <u>3. 感染状況に応じた取組</u> ・感染症の特徴や病原体の性状、感染状況等を踏まえ、業務負荷も考慮して、国の方針を踏まえ、体制や対応の見直しを適時適切に実施 等

⑫物資

行動計画のポイント

- ・感染症対策物資等が医療機関を始めとする関係機関で十分に確保されるよう、平時から医療機関等における感染症対策物資等の備蓄等を推進する。
- ・初動期及び対応期においては、国と連携しながら、医療機関等で必要な感染症対策物資等が確保されるよう取り組み、それでもなお个人防护具が不足する場合には、医療機関等に対し必要な个人防护具の配布を行う。

準備期	初動期	対応期
・感染症対策物資等の備蓄の推進等、準備を実施	・感染症対策物資等の需給状況の確認等を適切に行い、有事に必要な感染症対策物資等を確保	・初動期に引き続き、感染症対策物資等の需給状況の確認等を適切に行い、有事に必要な感染症対策物資等を確保
<u>1. 体制の整備</u> ・国が整備する連絡・情報共有体制を活用し、国及び関係機関との連絡や情報共有を実施 <u>2. 感染症対策物資等の備蓄等</u> ・県、市町及び指定(地方)公共機関は、必要な感染症対策物資等を備蓄等し、定期的に確認 ・个人防护具について、国が定めた備蓄品目や備蓄水準を踏まえて備蓄 <u>3. 医療機関等における感染症対策物資等の備蓄等</u> ・協定締結医療機関における、个人防护具の備蓄等を推進 ・協定締結医療機関における必要な感染症対策物資等の備蓄・配置状況を確認 等	<u>1. 感染症対策物資等の備蓄状況の確認</u> ・システム等を利用して、必要な感染症対策物資等について協定締結医療機関の備蓄・配置状況を確認 <u>2. 円滑な供給に向けた準備</u> ・対応期に備え、国からの要請を踏まえて、協定締結医療機関における必要な感染症対策物資等に関して調査を行った上で、十分な量を確保 等	<u>1. 感染症対策物資等の備蓄状況の確認等</u> ・システム等を利用して、協定締結医療機関に対し、必要な感染症対策物資等の備蓄・配置状況を随時確認 <u>2. 緊急物資の運送等</u> ・緊急の必要がある場合は、運送事業者である指定（地方）公共機関に対し、感染症対策物資等の緊急物資の運送を要請 ・緊急の必要がある場合は、医薬品等販売業者である指定（地方）公共機関に対し、医薬品、医療機器等の配送を要請 <u>3. 物資の売渡しの要請等</u> ・緊急事態措置の実施に必要な医薬品等の物資（特定物資）について、その所有者に対し、売渡し等を要請 ・緊急事態措置を実施するにあたり、特定物資の確保のため緊急の必要がある場合、事業者に対し特定物資の保管を命令 等

⑬県民生活及び地域経済の安定の確保

行動計画のポイント

- ・ 新型インフルエンザ等発生時には、県民生活及び地域経済活動に大きな影響が及ぶ可能性があるため、県及び市町は、新型インフルエンザ等発生時に備え、県民等に必要準備を行うことを勧奨する。
- ・ 新型インフルエンザ等発生時には、県民等は、自ら事業継続や感染防止に努め、県及び市町は、県民生活及び地域経済活動への影響を考慮し、必要な対策・支援を行う。

準備期	初動期	対応期
・ 県民等に対し、適切な情報提供・共有を行い、必要な準備を行うことを勧奨 ・ 発生時に県民生活及び地域経済活動の安定を確保するための体制及び環境を整備	・ 必要な対策の準備及び県民等への事業継続のための感染対策の準備等の呼び掛けを実施 ・ 発生した場合、速やかな対応により、県民生活及び地域経済活動の安定を確保	・ 準備期での対応を基に、県民生活及び地域経済活動の安定を確保するための取組を実施 ・ まん延の防止に関する措置により生じた影響を緩和するための必要な支援及び対策の実施 ・ 各主体が役割を果たし、県民生活及び地域経済活動の安定を確保
<u>1. 情報共有体制の整備</u> ・ 国が整備する情報共有体制への参画及び県内関係機関との連携のための情報共有体制の整備 <u>2. 支援の実施に係る仕組みの整備</u> ・ 支援の実施に係る行政手続きや支援金等の給付・交付等について、DXを推進し、適切な仕組みを整備 <u>3. 発生時の事業継続に向けた準備</u> ・ 指定(地方)公共機関に対する、業務計画の策定等の十分な事前の準備の要請、その策定の支援・確認の実施 <u>4. 緊急物資運送等の体制整備</u> ・ 国と連携し、指定(地方)公共機関に対し、緊急物資の流通・運送等の事業継続のための体制整備を要請 <u>5. 物資及び資材の備蓄</u> ・ 県、市町及び指定(地方)公共機関は、行動計画又は業務計画に基づき、所掌事務や業務に必要な物資等を備蓄 <u>6. 生活支援を要する者への支援等の準備</u> ・ 市町は、要配慮者等への生活支援、搬送、死亡時の対応等について、要配慮者の把握及び具体的手続等の協議 <u>7. 火葬能力等の把握、火葬体制の整備</u> ・ 国及び市町と連携し、火葬場の火葬能力及び遺体の一時安置施設等の把握・検討、体制整備	<u>1. 事業継続に向けた準備等の要請</u> ・ 事業者に対する従業員の健康管理の徹底や感染拡大防止に必要な対策等の準備を要請 ・ 指定(地方)公共機関等は、その業務計画に基づき、国及び県と連携し、事業継続に向けた準備 <u>2. 生活関連物資等の安定供給に関する県民等への呼び掛け</u> ・ 生活関連物資等について、県民に対する消費者としての適切な行動の呼び掛け ・ 事業者に対し、価格の高騰、買占め及び売惜しみを生じさせないよう要請 <u>3. 法令等の弾力的な運用</u> ・ 県は、国が周知する、国民生活及び社会経済活動の安定を確保するための法令等の弾力的な運用に係る情報について、周知に協力 <u>4. 遺体の火葬・安置</u> ・ 県は、国からの要請に基づき、市町に対し、火葬場の火葬能力の限界を超える事態に備えた遺体の一時安置施設等の確保の準備を要請する。 ・ 県は、医療機関及び葬祭業者に対し、遺体取扱いフローを周知し、対応を要請する。	<u>1. 県民生活の安定の確保を対象とした対応</u> ・ 生活関連物資等について、県民に対する消費者としての適切な行動の呼び掛け ・ 事業者に対し、価格の高騰、買占め及び売惜しみを生じさせないよう要請 ・ 心身への影響を考慮した必要な施策（メンタルヘルス対策、高齢者のフレイル予防等）を実施 ・ 市町は、要配慮者等の生活支援を要する者への生活支援、搬送、死亡時の対応等の実施 ・ 学校の使用制限や長期間の臨時休業等の要請等がされた場合の教育及び学びの継続に関する取組への支援 ・ 混乱に乗じた犯罪防止のため、悪質な事犯に対する取締りを徹底 ・ 対策の実施に必要な物資の確保のため、正当な理由なく物資の売渡しの要請に応じない場合の当該特定物資の収用の実施 ・ 火葬炉の稼働、遺体の安置施設の確保を要請 <u>2. 社会経済活動の安定の確保を対象とした対応</u> ・ 県、市町及び指定(地方)公共機関は、それぞれの行動計画又は業務計画に基づく措置を実施 ・ まん延防止措置による影響を受けた事業者を支援するために必要な財政上の措置等、公平性にも留意して効果的に実施 <u>3. 県民生活及び地域経済活動の安定の確保を対象とした対応</u> ・ 国が所要の措置を講ずるとする法令等の弾力的運用に係る周知に係る協力